

従業員教育計画書

	年 月 日に計画
予定期間	※ 年 月 日 ~ 年 月 日
従業員名	
計画内容	

< 関連法令 >

◆ 探偵業法 11 条

探偵業者は、その使用人その他の従業者に対し、探偵業務を適正に実施させるため、必要な教育を行わなければならない。

「使用人その他の従業者」とは、探偵業者の下で業務に従事する者をいい、雇用関係を有するか否かを問わない。

「必要な教育」には、法や個人情報保護法を始めとする関係法令の知識、適正な探偵業務の実施方法、業務に関する資料及び情報の適正な取扱い方法等についての教育が含まれる。

探偵業者が、法第 11 条の規定に違反して「必要な教育」を行わず、従業者が不適正な探偵業務を行った場合には、指示等の処分の対象になる。

なお、法第 11 条の義務の履行を担保するため、教育計画書及び教育実施記録簿を作成するよう指導すること。

教育研修実施記録簿

従業員名			
年月日	実施場所	方法	内容